

## 立正大学研究データ管理ポリシーの解説

### (前文)

立正大学は日蓮聖人の教えをもとに「真実を求め至誠を捧げよう、正義を尊び邪悪を除こう、和平を願い人類に尽そう」を建学の精神とし、時代に適応した知識と技術を修め、人類社会に寄与することを目標としている。その精神の下、「国際社会に貢献する研究の蓄積と発信」をビジョンに掲げており国際社会における目標達成のための研究を蓄積し、その成果を発信していくべく研究活動に取り組んでいる。

このような背景を持つ本学は、責任ある研究データの管理・公開を実現し、学術の継承と発展に寄与することを目的として、本ポリシーを以下のとおり定める。

### (前文)

本ポリシーは本学の建学の精神のもとに制定するものである。研究データを管理・公開することにより、本学の研究活動が人類社会に寄与することを目的として制定した。

### (用語の定義)

1 . 本ポリシーが対象とする研究データは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集または生成されたデータを指し、デジタルか否かを問わない。  
また、研究者とは「立正大学における研究者の範疇および登録に関する申し合わせ」第2条に定めるものとする。

### (用語の定義)

#### 【「研究データ」の定義と適用範囲】

「研究データ」とは研究の過程、あるいは研究の結果として収集・生成されるデータを指す。デジタルか否かは問わない。収集または生成したデータだけでなく、それらを解析または加工して作成したデータも含む。

具体的なデータの種類は、オープンアクセスリポジトリ推進協会 (JPCOAR) 研究データタスクフォース『RDM トレーニングツール(スクリプト入)\_1章』「1.2.2 研究データを構成するもの」「1.2.3 研究データの具体例」に準ずる。また、ここに挙げられている例に限らず、研究活動において収集・生成した情報は、手段・形式・媒体を問わず研究データとして扱う。

本ポリシーが対象とする「研究データ」には、学外の研究者や講師が、共同研究、施設利用、講演会等、本学における研究活動を通して収集または生成したデータも含む。学生が教育を受ける上で収集または生成したデータは含まない。

なお、研究者が以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持・利用している場合には、本ポリシーの対象とする。

### 【「研究者」の定義】

研究者とは「立正大学における研究者の範疇および登録に関する申し合わせ」第 2 条に定めるものとする。

※（参考）立正大学における研究者の範疇および登録に関する申し合わせ

（研究者の定義）

第 2 条 本学の研究活動を行うことを職務に含む者として、本学に所属する全ての者。なお、大学院学生、学部学生であっても研究に携わるときは、「研究者」に準ずるものとする。

（研究データの管理）

2. 本学は、原則として、研究データを収集または生成した研究者が、その研究データの管理を行う権利と責務を有していることを認める。

研究者は、研究データの価値を守るため、それぞれの研究分野における法的小よび倫理的要件に従って研究データ管理を実施する。

（研究データの管理）

### 【「研究データの管理」の定義】

「研究データの管理」とは、研究プロジェクトにおいて使用された、あるいは生成された情報を、どのように組織化、構造化、保管、管理していくのかを指す。

研究データの管理には次のようなことを含む：

- ・どのようにデータを取り扱っていくかの研究データ管理計画策定
- ・研究プロジェクトが行われている間の、日々の情報の取り扱い方
- ・長期的にデータをどのように取り扱うか（研究プロジェクトが終わった後はそのデータをどうするのか）

※（参考）「RDM トレーニングツール\_1 章」および「RDM トレーニングツール\_2 章」

### 【研究データ管理における研究者の責務】

研究データを収集または生成した研究者は研究データの管理を行う権利を持つとともに、研究公正の観点から研究データの正確性・完全性・追跡可能性の確保等、研究データの適切に管理する責務も伴う。

複数の研究者が共同して研究を実施する場合には、関係者と協議の上、本ポリシーの趣旨を踏まえ、研究データの管理に関する権利と責務の所在を契約等において明確にしておくことが望ましい。

研究データを収集または生成した研究者は、異動または退職する場合、その管理する研究

データの取扱いをあらかじめ所属組織や転出先機関の関係者等と協議の上決めなければならない。

また、研究データの管理に対する考え方は、研究分野によって異なることが考えられるため、本学は研究データの管理に関して一律に扱わない。研究者は、それぞれの研究分野における研究倫理指針等を踏まえ研究データ管理を実施するとともに、法令および本学の規程、他機関との契約等によって別段の定めがある場合にはその定め範囲にとどまるべきことはもとより、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合や、安全保障の観点からその流通が規制されている場合には、それらの要件に従って研究データ管理を実施する。

(研究データの公開)

3. 研究者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的および倫理的要件に従って研究データを公開し、その利活用を促進する。

(研究データの公開)

**【研究データの公開における研究者の責務】**

研究者は研究データの管理と同様に、公開する際にもそれぞれの研究分野によって特質が異なることが考えられることから、それぞれの研究分野における倫理的要件等を踏まえ、また法令および本学の規程、他機関との契約等の定めに従って研究データの公開を実施する。

**【研究データの公開に対する大学としての姿勢】**

研究データは、適切なオープン・アンド・クローズ戦略に基づいて、公開および共有が実施される必要がある。研究データを収集または生成した研究者は、合理的な理由により公開および共有する範囲を設定すべきである。

なお、研究データの公開にあたっては、FAIR原則に則ることが望ましい。

**FAIR原則**

To be Findable: (見つけられるために)

To be Accessible: (アクセスできるために)

To be Interoperable: (相互運用できるために)

To be Re-usable: (再利用できるために)

※ (参考) NBDC 「FAIR原則 (「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳)」

(大学の役割)

4. 本学は、研究データの管理および公開を支援する環境の整備を推進する。

(大学の役割)

研究データ管理に対する本学の具体的な支援として、以下のものがある。

- ・適切な研究データ管理に資する研究データ管理基盤の提供
- ・機関リポジトリ等の研究データ公開基盤の提供
- ・本ポリシーに基づく研究データの管理および公開の推進のための啓発および支援
- ・研究データの管理および公開に際して留意すべき、法令、契約、本学が定める規程に関する情報提供等

(その他)

5. 社会や学術環境の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。  
本ポリシーの見直しは、研究推進・社会貢献センター運営委員会の議を経て学長が決定する。  
本ポリシーの所管部署は、研究推進・社会貢献課とする。

(その他)

本ポリシーは社会や学術環境の変化に対応し、見直しを行うものであることを明確に示している。

令和7年 4月 1日 制定